

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第329号)

平成16年10月22日

横情審答申第329号

平成16年10月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年1月8日建中指第187号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して、添付資料1に示す 名義の2棟の建築確認は昭和41年6月2日に受理され、当時の建築主事が添付資料2の1、2の2に示す誓約書を同年同月6日に提出させ、同年同月7日に添付資料1に示すように 名義の土地に 名義の2棟の確認が行われた。添付資料2の1、2の2の誓約書を順守させるために、添付資料3に示す、 名義の2棟の土地境界には、ブロック・フェンス等が平成15年3月まで設置されていなかったが、平成15年3月初旬にブロック・フェンスが設置されたので添付資料2の1、2の2の誓約書を順守させなかった理由の文書を請求します。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して、添付資料1に示す 名義の2棟の建築確認は昭和41年6月2日に受理され、当時の建築主事が添付資料2の1、2の2に示す誓約書を同年同月6日に提出させ、同年同月7日に添付資料1に示すように 名義の土地に 名義の2棟の確認が行われた。添付資料2の1、2の2の誓約書を順守させるために、添付資料3に示す、 名義の2棟の土地境界には、ブロック・フェンス等が平成15年3月まで設置されていなかったが、平成15年3月初旬にブロック・フェンスが設置されたので添付資料2の1、2の2の誓約書を順守させなかった理由の文書を請求します。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して、添付資料1に示す 名義の2棟の建築確認は昭和41年6月2日に受理され、当時の建築主事が添付資料2の1、2の2に示す誓約書を同年同月6日に提出させ、同年同月7日に添付資料1に示すように 名義の土地に 名義の2棟の確認が行われた。添付資料2の1、2の2の誓約書を順守させるために、添付資料3に示す、 名義の2棟の土地境界には、ブロック・フェンス等が平成15年3月まで設置されていなかったが、平成15年3月初旬にブロック・フェンスが設置されたので添付資料2の1、2の2の誓約書を順守させなかった理由の文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年10月20日付で行った本件申立文書の非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）は、隣家（鶴見区馬場七丁目 番 ）とその先隣（鶴見区馬場七丁目 番 ）の間にフェンスが設置されたことは、建

建築確認に際し添付した誓約書（敷地が専用通路になっていますが敷地延長部分は、変更又は廃止しない）に反すると主張しているが、それぞれの建築確認において建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条の接道条件を満足する路地状部分が確保されている。

したがって、誓約書を順守させなかった理由書は、作成しておらず、保有していないため非開示とした。

4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 氏名義の2棟の建築確認申請に使用した専用通路は、番の土地の北側の通路を共用し建築物を完成させているのであるから南側の1棟の建物の通行権は、北側の1棟の現所有者が土地付建物を購入した際分筆された番の土地の1部の土地と番の土地の1部の土地に存在するために、氏名義で建築確認申請を行った2棟の建築物の土地境界にはブロック・フェンス等が昭和41年から平成15年3月まで設置されていなかった。

しかるに、平成15年3月に北側の1棟の現所有者が急遽、氏より引き継いだ誓約書の誓約義務を順守せず、番の土地と番の土地の境界にブロック・フェンスを設置した。

申立人は隣人との訴訟の過程から今日の中部建築事務所の杉山所長に至る関係建築主事に氏名義の2棟の違反建築物の行政措置を申し立てているにもかかわらず、それらの行政措置を故意に怠っていることは、関係する建築主事の不作为の違法行為と言わざるを得ない。

したがって、北側の1棟の現所有者が2棟の土地境界にブロック・フェンス等を設置するにあたり、中部建築事務所長の了解を得て工事を行ったのか、隣人との話し合いにより誓約書の誓約義務を破棄したのか、定かではないが、中部建築事務所長は誓約書の誓約義務を順守させる責任を有しているのであるから、その行政指導を怠ったのは不作为の違法行為と言わざるを得ない。そのために、誓約書の誓約義務を順守させなかった理由書の写しを請求しているのである。

- (2) 氏名義の2棟のうちの南側の1棟の建物の土地は、袋地であり、建築基準法第43条の接道条件を満たしていないにもかかわらず、今回の中田市長が提出した非開示理由は、虚偽の主張であり、氏が提出した誓約書を市当局自らが破棄させ、

専用通路を一方的に申立人側に変更させる違法行為を行い、申立人は財産権を長期間にわたって侵害されている。

平成10年11月当時の藤井建築主事が 氏名義の2棟の建築確認に疑義があることを指摘しているにもかかわらず、その後の井上建築主事及び中部建築事務所長は、それらの違法行為を認識しながら、申立人が両氏に 氏名義の誓約書の順守の要請を再三再四行ってきた。しかるに、両氏は不作為の違法行為を継続させている。

特に、中部建築事務所長は、 氏名義の南側の1棟の土地付建物の土地と申立人の土地の境界を平成15年3月25日に検証し、 氏名義の南側1棟の土地敷地が袋地であり、建築基準法第43条に違反していることを熟知しながら 氏名義の南側の1棟の建物の土地敷地が公道に接道しているとの主張を行い、現在に至っても申立人の財産権を侵害している。

以上のことから、非開示理由説明書の理由は、故意に事実を隠蔽した虚偽の主張であり、不作為の違法行為を正当化させるための虚偽の主張である。

したがって、市当局には申立人が開示請求する文書が存在するものと確信するので、その開示請求を行っているのである。仮に、誓約書を順守させなかった理由書が存在しないのであれば、市当局が一方的に誓約書の順守を破棄させた違法行為を行ったものと言わざるを得ない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

申立人は、鶴見区馬場七丁目 番 及び 番 の土地境界にブロック・フェンスが設置されたことは、これら土地の建築物の昭和41年の建築確認に際して添付された誓約書（以下単に「誓約書」という。）の誓約義務に反することであるのに、横浜市は行政措置を怠っていると主張している。

このため、申立人は、横浜市が誓約書を順守させなかった理由が記録されている文書が存在するはずであるとして、本件申立文書の開示を求めているものである。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、鶴見区馬場七丁目 番 及び 番 の土地の建築物については、それぞれの建築確認において建築基準法第43条の接道条件を満足する路地状部分が確保されているので、誓約書を順守させなかった理由書は作成していないと説明している。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について調査するため、平成16

年9月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 鶴見区馬場七丁目 番 、 及び の土地に係る建築確認については、昭和41年に4棟の建築物の建築確認が存在することが建築確認申請台帳により確認できる。申請書類が廃棄済みであるため、所有者が建築確認申請の副本を所有していた 番 の建物を除く3棟がどのように接道して建築確認されたかは不明である。しかし、4棟とも建築確認通知がされていることから、それぞれの建築計画は建築基準関係規定に適合した内容であったと考えている。
- (イ) 申立人は、鶴見区馬場七丁目 番 と 番 の土地の境界にブロック・フェンスを設置したことは、誓約書の誓約義務に反すると主張するが、実施機関は 番 の土地については昭和41年の建築確認のとおり現在も維持管理されており、また、 番 の土地については平成6年に、 番 の土地については昭和63年に建築確認されており、建築基準法第43条の接道条件を満足する路地状部分が確保されていると考えている。
- (ウ) 建築確認は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しているかを判断するものである。また、審査の方法としては、原則として建築主から提出される書類を資料として行われる書面審査である。このため、敷地の所有権や賃借権などの私法上の権原の有無は審査の対象には含まれていない。

ウ 以上のとおり、実施機関の主張は、申立人の主張と相対するものである。

しかしながら、本件建築物の建築確認に関して横浜市及び建築主事3人が違法行為をしたとして申立人が横浜市及び建築主事3人に対し損害賠償を求めた横浜地方裁判所平成11年(ワ)第 号損害賠償請求事件及び東京高等裁判所平成12年(ネ)第 号損害賠償請求控訴事件の判決において、鶴見区馬場七丁目 番 の建築物の建築確認に違法はなく、建築主事にも違法な行為は認められないと判断されている。これらの判決では、建築基準法第9条の措置は、現に存在する建物が建築確認の内容と一致していない場合に採られる措置ではなく、現に存在する建物が建築基準法等の規定に適合していない場合に採られる措置であること、建築基準法第9条の措置を採るか否か、どのような措置とするかは、私的財産権の保護のほか都市生活における安全性確保などの総合的な観点から判断する必要があるため、行政庁の広範な裁量にゆだねられていること、本件建築物がもともとどの部分を通路として建築確認を受け、どの部分をどのような権原で通路として使用してきたかは明らかではないが、そうであるからといって

本件建築物が建築基準法に違反する建物であったと断定することはできないこと、建築確認は建築物の計画が建築基準関係規定に適合しているかを判断するものであり、審査の方法としては原則として建築主から提出される書類を資料として行われる書面審査であるため、敷地の所有権や賃借権などの私法上の権原の有無は審査の対象には含まれていないことなどから、本件異議申立てにおいて申立人が主張している内容は認められていない。

当審査会も同様の考え方から、 番 及び 番 の建築物が適法な状態にあるとする実施機関の判断を不自然・不合理であると言うことはできない。

エ このように、実施機関は 番 及び 番 の建築物が適法な状態にあり、誓約書の誓約義務に反していないと考えており、そのことについては前記ウのとおり不自然・不合理とは言えないことから、誓約書を順守させなかった理由の記録が存在するとは考えられない。

オ したがって、 番 及び 番 の建築物については適法な状態にあると考えているため本件申立文書は作成していないという実施機関の説明に対して、特段不合理な点は認められなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年1月8日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年1月23日 (第27回第一部会) 平成16年1月30日 (第28回第二部会)	・諮問の報告
平成16年3月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議
平成16年8月20日 (第43回第一部会)	・審議
平成16年9月3日 (第44回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年10月1日 (第46回第一部会)	・審議